

# 説 明 書

## 1. 業 務 名

平成 30 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業  
『「縁の道」ギフト商品(開発)による消費拡大推進事業』

## 2. 実 施 時 期

契約締結の日～平成 31 年 2 月 28 日

## 3. 業 務 の 目 的

現在、国では訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人、訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることとしている。

山陰の地域活性化の為には、訪日外国人旅行者による域内消費拡大が必要である。訪日外国人旅行者の周遊促進の重要なコンテンツのひとつが「ギフト商品」であり、また、域内消費額拡大を図っていくためにも訪日外国人旅行者に対し魅力的な「ギフト商品」が必要となる。

よって、本事業では、必要な調査と分析により、訪日外国人旅行者需要に則した訪日外国人旅行者向けの「ギフト商品」開発を進め商品化を実施する。

## 4. 業 務 の 内 容

### 商品開発業務

#### (1) 概要

「縁の道～山陰～」エリアに既に存在し、訪日外国人旅行者を満足させることのできるギフト商品について、出品事業者と商品を抽出・選定。この出品事業者と商品の抽出・選定については、事業者提案によるが、国等が実施してきた訪日外国人旅行者のニーズ調査等を活用し、最終的に(一社)山陰インバウンド機構への確認を要するものとする。

そして、その中の必要な商品については、ストーリー作り、ブランド化を実施し、訪日外国人旅行者にも伝わり易い様、リニューアルする。

また、(一社)山陰インバウンド機構が実施するWeb情報発信・PR等で活用出来るデータを作成し、納入する。

#### (2) 業務期間

契約締結の日～平成 31 年 2 月 28 日

#### (3) 対象商品

山陰の伝統工芸品、特産品等

高品質でギフトとして適正な価格で販売出来るもの

#### (4) 選定目標

出品事業者 10 事業者程度

商品数 30 商品程度

#### (5) その他

- ①商品リニューアルに当たっては、訪日外国人旅行者を意識したラベルデザインとし、原則(一社)山陰インバウンド機構のロゴを使用すること。次年度以降も利用可能なものとする。

- ②商品化の調査・分析、企画・開発費等は経費に含めること。
- ③PR用のデータは、(一社)山陰インバウンド機構のHPやチラシ等で加工して利用可能な商品画像や、商品PR文等を想定する。

### **F I T 向け推奨販売業務**

#### (1) 概要

抽出・選定した商品について、空港、駅、宿泊施設、観光施設等、山陰の観光拠点において、訪日外国人旅行者向けの推奨販売を実施する。

また、推奨販売を実施においては、販売目標を設定し、販売実績を残すものとする。この推奨販売において、訪日外国人旅行者の反応などを分析し、今後の山陰における訪日外国人旅行者向け「ギフト商品」開発や販売のあり方について提言する。

#### (2) 業務期間

平成 30 年 10 月～平成 31 年 2 月 28 日

#### (3) 販売目標

売上金額 9,000 千円

#### (4) その他

- ①本事業では販売用商品の仕入れは行わない。推奨販売の企画・運営・推奨販売支援を行う。
- ②販売については、次年度以降の継続的な販売を見据え、販売場所、販売価格、収益性等、整合性の維持に努め、実施すること。
- ③本業務において、訪日外国人旅行者より今後のギフト開発に有効なアンケートを実施すること。
- ④商品サンプル調達費は、本事業の経費に含めること。また、その他販売経費等も本事業の経費に含めること。

### **事業の効果・実績の把握、分析等業務**

当事業において、事業の効果・実態の把握、分析等を行い、後記の事業実施報告書により取りまとめること。また、事業実施期間中の中間報告を(一社)山陰インバウンド機構に対し定期的に行うこと。

### **留意事項**

- (1)提案事業者は、次年度以降の新たな訪日外国人旅行者向けギフト開発・PR・流通についても、山陰の地域事業者と共に取組んでいくことを提案に含めること。
- (2)本事業や今後の訪日外国人旅行者向け商品開発においては、(一社)山陰インバウンド機構に許可を取ることによって、ロゴの使用を可能とする。
- (3)開発した商品の情報は、(一社)山陰インバウンド機構が独自で行うプロモーションでも用いることを前提とすること。
- (4)開発した商品について、著作権は既存の商品製造元か提案事業者が有することとなるが、今後の流通量が確保できることを前提とすること。

## 5. 報告書の提出等

- (1)提出物 事業実施完了報告書 (A4 判) 5 部
- (2)提出場所 (一社)山陰インバウンド機構
- (3)提出期限 平成 31 年 2 月 28 日 (木)

なお、作成に当たっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等を分かり易く編集すること。
- ③ 編集にあたっては、必ず今後の山陰の訪日外国人旅行者向けギフト商品販売や開発について提言を行うこと。

## 6. その他

- (1) (一社)山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める訪日外国人拡大事業の趣旨に沿って行うこと。